

2009年3月12日

格付会社の監督に関する情報の更新

IOSCOの格付会社に関するタスクフォースは、本日、格付会社によるIOSCOの基本行動規範（以下「IOSCO 行動規範」という。）の遵守状況のレビュー結果を公表した。さらにIOSCOは、この行動規範を格付会社の国際的な監督の基礎として利用すること、及びグローバルに活動する格付会社のクロスボーダー監督を規制当局が適切に行えるようなメカニズムについて、G20及び金融安定化フォーラム（FSF）に送付したメモを公表した。

IOSCOの行動規範の遵守状況

格付会社による自社の行動規範を通じたIOSCO行動規範の遵守状況は、国際的な規制に関する合意事項に対して、格付会社がどの程度適合しているかを示す公式な声明を意味する。投資家は、格付会社がどの程度この合意事項を遵守することとしているか（即ち、自社の行動規範におけるIOSCO行動規範の遵守状況）に照らし、格付会社及びその格付の品質について判断を下すことが可能である。

格付会社がIOSCO行動規範を遵守しているか否かを投資家及びその他の利害関係者が判断する際に役立つよう、IOSCOは、世界中の格付会社が自社の行動規範にどの程度IOSCO行動規範の条項を取り入れているかを分析した報告書を公表した。報告書では、2007年にIOSCOが初めて行った前回調査の場合と比較して、レビュー対象となった格付会社のうちより多くの格付会社がIOSCO行動規範を認識しており、その条項を自社の行動規範に取り込むための措置を講じていることが明らかになっている。規模や方法にかかわらず、全ての格付会社が信用格付業界を取り巻く問題を認識し、これらの問題に対処するための措置を講じているということは、心強い兆候である。タスクフォースのレビュー結果は以下のとおり。

- 対象となった格付会社21社中7社が（改訂後の）2008年IOSCO行動規範を遵守していることが、レビューにより明らかになった。
 - 最大手の3社（フィッチ、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ）は、改訂後のIOSCO行動規範の大部分を遵守していた。
 - 日本格付研究所（JCR）は、IOSCO行動規範を完全に遵守しており、格付投資情

報センター(R&I)は、一条項について乖離が見られるものの、これについては説明を行っている。

- Fedafin Federalism and Finance AG of Switzerlandについても、2008年IOSCO行動規範を導入していた。
- Dominion Bond Rating Serviceは、いくつかの例外を除き、IOSCO行動規範の大部分を取り入れている。

- 2社(Austin Ratings及びEuler Hermes Rating)については、近い将来に自社の行動規範を更新する予定。
- レビュー対象の格付会社のうち14社は、2008年の改訂後のIOSCO行動規範への対応を行っていなかった。多くの要因が考えられるが、EUの規制が提案されていること、資源の制約、2008年の改訂はストラクチャード・ファイナンス商品に照準を定めたものであって、これらの格付を提供しない格付会社には必ずしも適用されないことが挙げられる。

2008年IOSCO行動規範を遵守していない14社の格付会社のうち11社は、2004年のIOSCO行動規範の一部又は大部分を遵守していることに注目すべきである。この点は、レビュー対象となった格付会社(35社)の大部分が行動規範を全く公表していなかった2007年から大きく改善した点である。

国際的な監督の基盤としてのIOSCO行動規範

IOSCO行動規範は、格付会社の自社の行動規範の基礎としての機能に加え、規制の枠組みとしても有用であることから、各国の格付会社に対する規制のアプローチの収斂を促進するものと考えている。このようにして、法の抵触が回避され、格付会社のグローバルな活動に関する共通の期待は、より容易に充足されることになるであろう。オーストラリア、カナダ、EU及び日本を含む複数の国において、IOSCO行動規範に基づいた格付会社に対する規制の整備が進められている。

国際的に活動する格付会社に対する監督

- IOSCOは、格付会社を監督・検査するメンバーが必要に応じて利用できるよう、モデルとなる検査モジュールを作成した。このモデルは、格付会社がIOSCO行動規範に基づく規制上の要請を満たしているかを検査する際に、世界中の規制当局にとって有用となるような種類の情報に関して、共通の理解を醸成する一助となるだろう。

最近開催された2月の会合では、IOSCOは、格付会社の監督における、監督カレッジ・

二国間協定に関し提示されたオプションとその利用の可能性について議論し、今後も継続して検討していく予定である。こうした取り決めは、グローバルに業務を行っている大手格付会社にとって特に有用である。また、監督カレッジ・二国間協定を通じて、規制当局は、格付会社のオペレーションについてより完全な全体像を捉えることが可能となるであろう。

国際的な監督に係るオプションを示したメモについて、その写しを添付する。

IOSCO 格付会社委員会の常設

IOSCO の格付会社に関するタスクフォースは、IOSCO 行動規範の策定その他格付会社に係るプロジェクトを進めてきたが、今般、これを IOSCO 専門委員会の常設委員会とする。当該委員会は、以下の二つの目的を果たす。

1. 格付会社の監督に係る国際的な規制上の合意のレビュー及び更新
2. 規制当局及び格付会社の定期的な交流の場を提供すること

当該常設委員会により、IOSCO は、格付会社の業界の発展に後れを取らず、また格付会社に対する規制上のアプローチの収斂を促進することが可能となる。

以 上